

全 員 協 議 会 資 料  
令 和 6 年 1 1 月 2 9 日

東大和市地球温暖化対策実行計画（案）について

# 東大和市地球温暖化対策実行計画(案)の概要

## 1. 計画の基本的事項

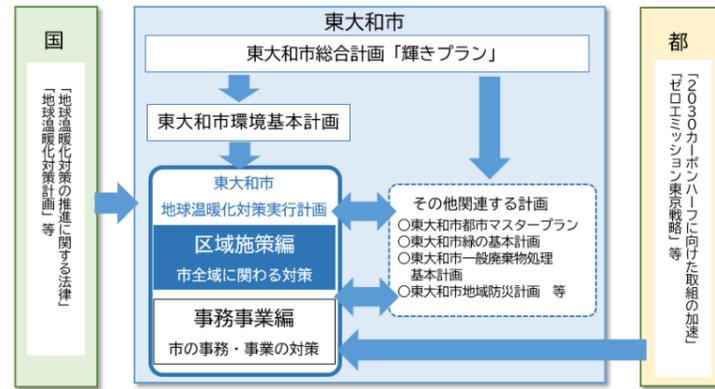
### 1-1. 策定の目的及び対象範囲 (本編 1 ページ)

東大和市域の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的に、本計画を策定します。東大和市域の市・市民・事業者の活動によって排出される温室効果ガスを対象とします。

### 1-2. 位置付け (本編 1 ページ)

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成 10 (1998) 年法律第 117 号) (以下「温対法」という。) 第 21 条の規定に基づく地方公共団体実行計画であり、右図のとおり、**市全域(市・市民・事業者すべてを含む)に関わる区域施策編、市の事務・事業に特化した事務事業編**に大別されます。

本計画は、当市の地球温暖化対策に関する内容を具体化するための計画として、最上位計画である東大和市総合計画「輝きプラン」やその他関連計画との整合を図り、総合的に進めていきます。



### 1-3. 計画の目標 (本編 1 ページ)

#### 目 標

令和 12 (2030) 年度までに 2013 年度比 **50%削減**

400.3 千 t-CO<sub>2</sub> (2013) → 200.2 千 t-CO<sub>2</sub> (2030)

#### 長期目標

令和 32 (2050) 年度までに温室効果ガスの排出実質**ゼロ**

### 1-4. 期間 (本編 1 ページ)

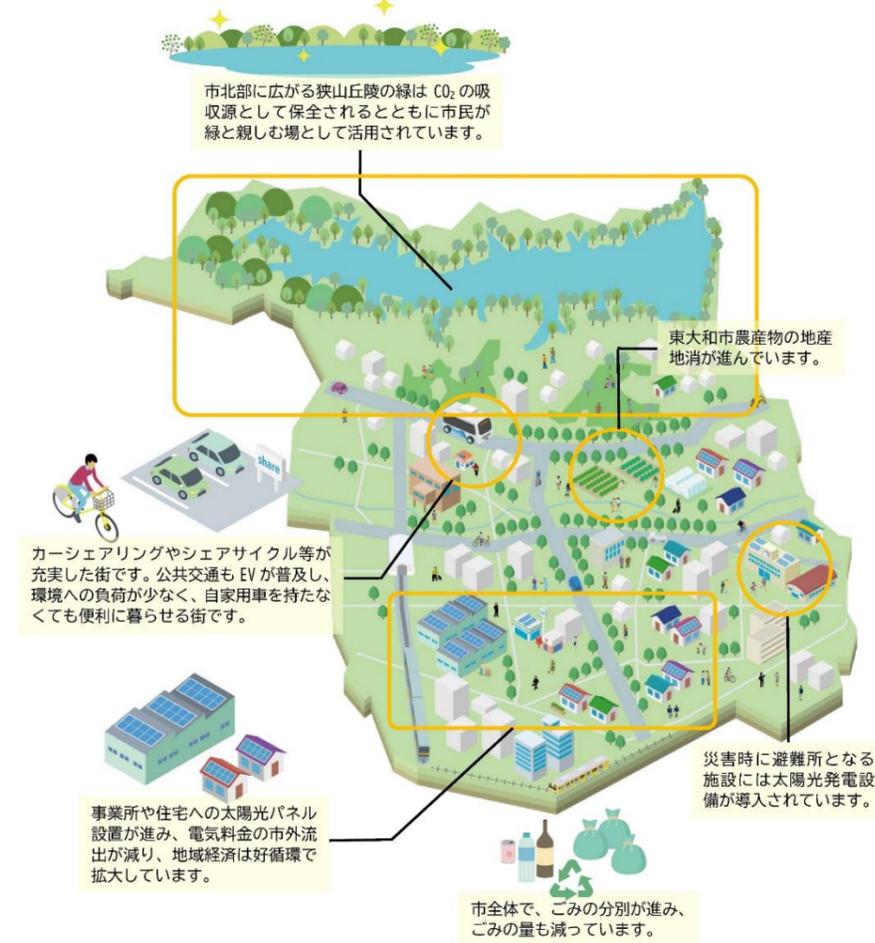
基準年度を平成 25 (2013) 年度、計画期間を令和 7 (2025) 年度から**カーボンハーフの目標年次となる令和 12 (2030) 年度までの 6 年間**とします。

なお、第四次東大和市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)は令和 8 (2026) 年度までの計画でしたが、本計画として再編したことから、計画期間を延伸します。

	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	...	2050
区域施策編				令和 7 (2025) 年度から令和 12 (2030) 年度 6 年間						次期計画		
事務事業編	令和 4 (2022) 年度から令和 8 (2026) 年度 5 年間			令和 7 (2025) 年度から令和 12 (2030) 年度 6 年間								

## 2. 将来像と取組の3つの柱

### 2-1. 東大和市の将来像(脱炭素シナリオのゴール地点) (本編 3 ページ)



### 2-2. 取組の3つの柱 (本編 3 ページ)

下記の 3 つの柱により、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進し、将来像の実現を目指します。

#### 1 省エネルギーの取組

- 家庭や事業所における省エネルギー(以下「省エネ」という。)化を促進します。
- 快適さと省エネを両立した環境づくりを推進します。
- 市の将来を担う世代へ、デコ活等、省エネの取組を通じて環境教育を推進します。

#### 2 再生可能エネルギーの導入・利用促進

- 太陽光発電設備や蓄電池などの導入を促進します。
- 災害時に避難所となる施設は、太陽光発電設備の導入を検討します。
- 再生可能エネルギー(以下「再エネ」という。)由来の電力の活用を推進します。

#### 3 環境に配慮した取組

- 東大和市産農産物の地産地消を推進します。
- 廃棄物の減量を推進します。
- 環境負荷の少ない公共交通などの積極的な利用を促進します。
- 二酸化炭素の吸収源となる、緑の保全と活用を推進します。

### 3. 市域における地球温暖化対策(区域施策編)

#### 3-1. 脱炭素シナリオ(本編 4 ページ)

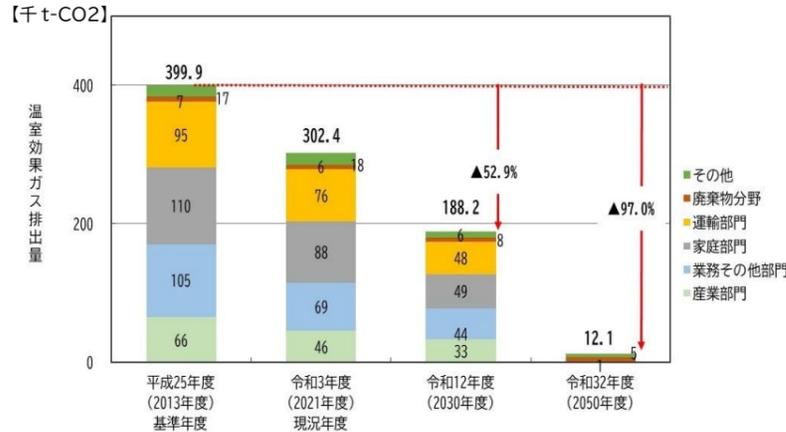
令和 32(2050)年に温室効果ガスの排出を実質ゼロとするため、当市の脱炭素シナリオを設定しました。国が作成を推奨しているこのシナリオは、当市が温室効果ガス排出実質ゼロを実現した姿を描き、そのために取り組むべき地球温暖化対策を環境・経済・社会各側面で明らかにするものです。

脱炭素シナリオにおける「当市が温室効果ガス排出実質ゼロを達成した姿」(将来像)は右表のとおりです。

区分	令和 32 (2050) 年度脱炭素シナリオにおける市の姿	
環境	産業部門	年平均 1.0% のエネルギー消費量の削減が継続的に行われている。再エネで発電した電気を多くの工場等で活用している。
	運輸部門	すべての自動車が EV または FCV となっている。また、1 台当たりの燃費も格段に向上している。
	家庭部門	すべての住宅に太陽光発電設備や省エネ設備等が設置され、ZEH 化している。発電した電気の自家消費だけでなく、地域外からの再エネを多くの住宅で活用している。
	業務その他部門	すべての公共施設や建築物に太陽光発電設備や省エネ設備等が設置され、ZEB 化している。地域内からだけではなく、地域外からの再エネを多くの業務ビルで活用している。
	農業分野	東大和市内の農地は都市農業として面積は比較的小さく、市内に分散していることから太陽光発電設備の導入は進んでいないが、一部の農地では新技術の導入が進み、農業の生産から販売まで再生可能エネルギーが活用されている。
経済	再エネの飛躍的な導入によって、市内の関連工務店、小売店のほか、環境関連産業の育成・強化が図られ、雇用が創出されている。	
	市外に流出していたエネルギー代金が市内に還流することによって、地域経済が活性化している。	
社会	太陽光発電に加えて、太陽熱利用など再エネ由来の電力等の利用が進んでいる。	
	地域資源を活用した再エネや蓄電池の導入によって、災害に強い安全・安心なエネルギーシステム・ライフラインが構築されている。行動や設備の工夫を通じて、熱中症の予防や異常気象に伴う自然災害への対策など、ライフスタイルを気候変動に適應させている。	

#### 3-2. 脱炭素シナリオに基づく温室効果ガスの排出量の将来推計(本編 4 ページ)

国の示す内容から検討した脱炭素シナリオに基づき温暖化対策を実施した場合、令和 12 (2030) 年度における温室効果ガス総排出量は 188.2 千 t-CO<sub>2</sub> であり、基準年度比-52.9%となります。令和 32 (2050) 年度は 12.1 千 t-CO<sub>2</sub> であり、基準年度比-97.0%になります。なお、残りの 3%についてはカーボンオフセットで相殺することで、温室効果ガス排出実質ゼロの達成が見込まれます。



#### 3-3. 再生可能エネルギーの導入可能量(本編 6 ページ)

脱炭素シナリオに基づく温室効果ガス削減目標を達成する上では、再エネの導入が必要となってきます。当市の再エネの導入ポテンシャルや現状の導入状況を踏まえて、太陽光発電、太陽熱、地中熱について以下の導入を見込むものとして導入可能量を推計しました。

再エネの導入を令和 12 (2030) 年度に 90 TJ、令和 22 (2040) 年度に 158TJ、令和 32 (2050) 年度に 221 TJ と段階的に導入することで、再エネ率は令和 32 (2050) 年度に 18.1%まで向上します。

なお、令和 12 (2030) 年から令和 32 (2050) 年にかけては、次世代再エネ発電を含めた技術革新の進展も見込まれます。

	令和 12 年度 (2030 年度)	令和 22 年度 (2040 年度)	令和 32 年度 (2050 年度)
太陽光発電設備導入量	80.0 TJ	136.0 TJ	189.0 TJ
太陽熱利用設備導入量	7.8 TJ	15.9 TJ	23.9 TJ
地中熱利用設備導入量	2.5 TJ	5.5 TJ	8.3 TJ
合計①	90 TJ	158 TJ	221 TJ
エネルギー消費量②	2,754 TJ	2,023 TJ	1,219 TJ
再エネ比率 (①/②)	3.3%	7.8%	18.1%

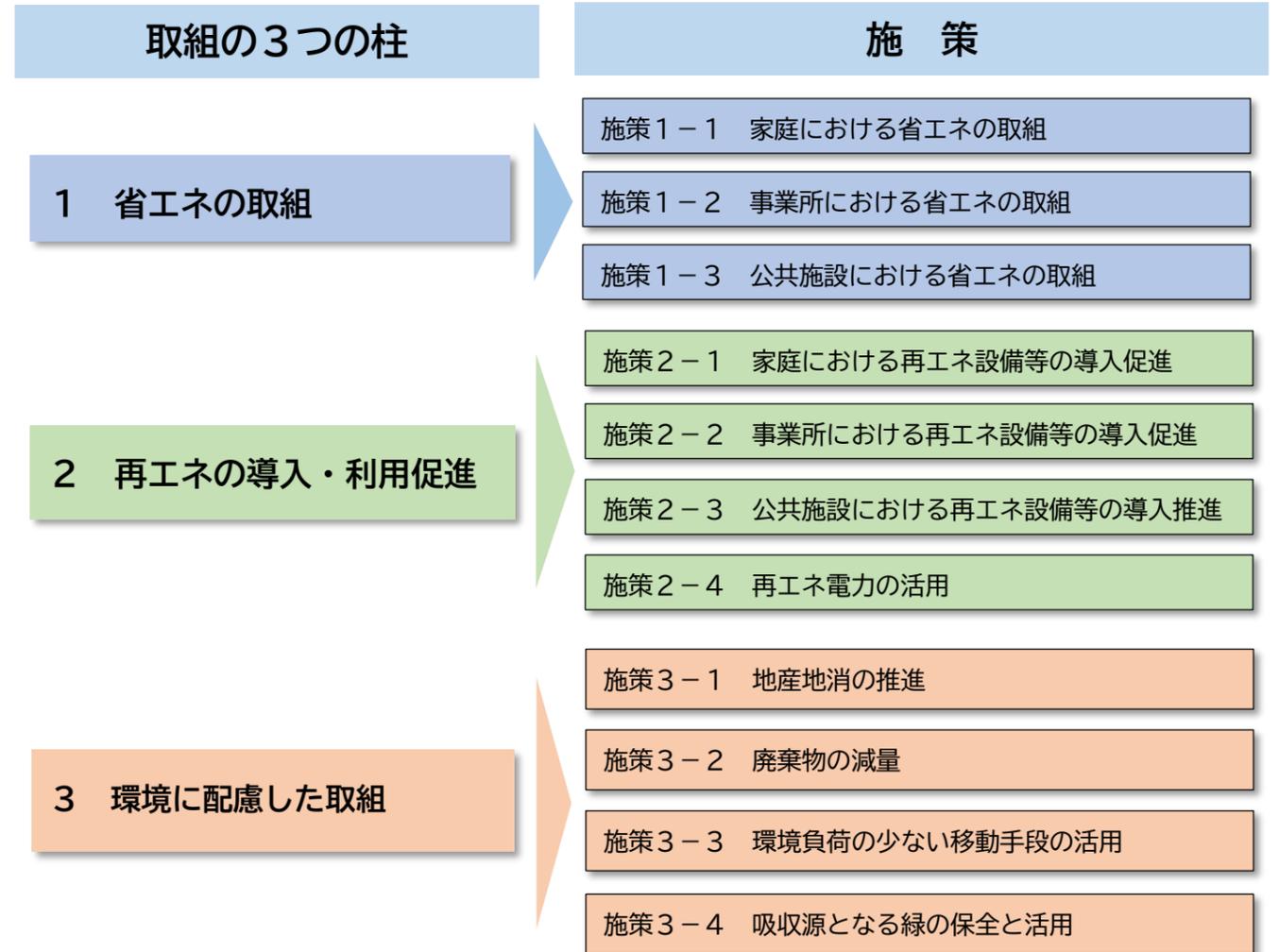
○2050 年までに導入可能と見込む太陽光発電設備の量 (189.0TJ) の目安として、住宅に設置する太陽光発電の容量に置き換えると、約 2 万戸に相当します。



× 住宅数 約 2 万戸

※TJ…テラジュール。熱量や電力量の単位。

#### 3-4. 取組の3つの柱と施策の体系(本編 7 ページ)



#### 3-5. 気候変動適応の取組(本編 12 ページ)

観測記録を更新するような異常気象が、私たちの生活に大きな影響を及ぼしています。激しい大雨が毎年のように水害を引き起こし、災害級の暑さにより熱中症の患者は増え続けています。気候変動によって、こうした異常気象が深刻化することが懸念されており、変化する気候のもとで悪影響を最小限に抑える「適応策」が不可欠です。

